



VOL.002

BUSINESS SUCCESSION & FINANCE

NEWS LETTER

「名義預金」と判定されないために。

税務調査で否認されない正しい「生前贈与」の証拠の残し方

2月は贈与税の申告時期（2/1～3/15）です。

将来の相続税を減らすために、お子様やお孫様へ預金を移している（暦年贈与）方も多いでしょう。

しかし、税務調査において「それは贈与ではありません。社長の預金（名義預金）です」と否認されるケースが後を絶ちません。「通帳の名義が子供なら大丈夫」ではありません。実質的に誰が管理していたかが問われるのです。

POINT1 「名義預金」と認定されるNGパターン

税務署はここを見ている。

NG 通帳と印鑑を社長が保管している

子供が通帳の存在を知らない、あるいは自由に使えない状態だと「あげた」ことになりません。



NG 贈与契約書がない

口頭でも契約は成立しますが、証拠がなければ第三者に対抗できません。



NG 一度も引き出されていない

何年も積み立てられているのに、一度も使われた形跡がないと「社長が管理しているのでは？」と疑われます。



POINT2

鉄壁の証拠を残す3つのルール

税務署に「これは間違いなく贈与です」と認めさせるための鉄則です。

銀行振込で行う

現金手渡しは証拠が残りません。
必ず通帳を通してください。

贈与契約書を毎回作る

面倒でも毎年「いつ・誰が・誰に・いくらあげたか」を記し、双方が署名捺印した契約書を作成してください。

通帳・印鑑は子供（受贈者）が管理する

子供が自分で暗証番号を知っており、自由に使える状態にしておく必要があります。
「無駄遣いされるのが怖い」なら、贈与ではなく生命保険の活用などを検討すべきです。

POINT3

相続時精算課税制度の活用

近年の改正で、相続時精算課税制度にも「年間110万円の基礎控除」が新設されました。
一度選択すると暦年課税に戻れませんがまとまった財産を早めに移したい場合や、将来値上がり確実な資産（自社株など）を移す場合には有効な選択肢です。



WORK

今月のアクション

- ① 過去の贈与について、贈与契約書が存在するか確認する
- ② 子供名義の通帳や印鑑を、社長の金庫から出して子供本人に渡す
- ③ 今年の贈与計画（誰にいくら渡すか）を立てる



後悔しない相続・事業承継の専門家
認定経営革新等支援機関
「税理士澤田悟史事務所」

代表税理士

澤田 悟史

29歳で税理士試験に合格し、国内・国際系の会計事務所勤務を経て34歳で独立。池袋に個人事務所を構え、勤務時代に得た様々なジャンルの税務経験を基に財務税務の両面から依頼者の方々をサポートしている。

相続・事業承継分野も得意として、相続・事業承継に関する相談会等を多数開催しながら、地主、資産家や経営者の方に向けて相続税試算や対策案の検討など、後悔しない相続・事業承継のための生前における現状把握及び対策の必要性を発信し続けている。